

広島県外国人起業活動促進事業 申請の手引き

1 事業の目的

外国人起業活動促進事業（以下、「スタートアップビザ」という。）は、我が国の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ることを目的とした制度です。

広島県では経済産業省の「外国人起業活動促進事業に関する告示」（平成30年経済産業省告示第256号、以下、「告示」という。）に基づき、外国人起業活動管理支援計画を策定し、「外国人起業促進実施団体」の認定を受けました。

広島県内で起業を目指す外国人は、本制度を利用することで、起業準備のため日本に在留することが可能となります。

2 対象者

広島県内で新たに事業を始める外国人の方

3 対象事業分野

- ①自動車、一般機械、鉄鋼・金属製品・電気製品、半導体及びその関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②自動車関連産業等の技術など本県の強みを活用した健康・医療関連産業における成長ものづくり分野
- ③環境関連技術やカーボンリサイクル技術を活用した環境・エネルギー（環境ビジネス）分野
- ④自動車関連産業等の製造業の技術を起点とした産学官連携の取組を活用したデジタル分野
- ⑤瀬戸内が有する多島美や海の幸や柑橘類などの食資産など、幅広い観光資源を最大限に活用した新たな観光分野
- ⑥豊かな自然環境やプロ球団等のスポーツ資源を活用したスポーツ分野
- ⑦その他知事が認める事業

3 本事業の流れ

(1) 起業準備活動の確認申請

広島県において、広島県外国人起業活動促進事業実施要綱（以下「要綱」という。）に沿って、起業準備活動の確認を行います。

ア 提出方法

＜申請時の提出書類＞

起業準備活動計画の確認申請をしようとする外国人（以下「申請人」という。）は、起業準備活動確認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して提出していただきます。

- ①起業準備活動計画書（告示第5の4に定める起業準備活動計画を記載した書類をいう。）
（様式第1号の2）
- ②申請人の履歴書（様式第1号の3）
- ③外国人起業活動促進事業実施要綱を遵守すること等に関する誓約書（様式第1号の4）
- ④上陸後又は在留資格の変更後1年間の申請人の住居を明らかにする書類
- ⑤上陸後又は在留資格の変更後1年間の申請人の滞在費を明らかにする書類
- ⑥告示第5の6（1）⑤イ、ロのいずれかに該当することを立証する書類
- ⑦申請人の旅券の写し
- ⑧前各号に掲げるもののほか、知事が必要とする書類

※更新の確認申請時

起業準備活動計画の更新の確認申請を受けようとする場合は、起業準備活動確認申請書（更新用）（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して提出していただきます。

- ①起業準備活動計画書（更新用）（告示第5の5（1）に掲げる事項を記載した起業準備活動計画をいう。）（様式第2号の2）
- ②在留期間の更新後6月間の申請人の住居を明らかにする書類
- ③在留資格の更新後6月間の申請人の滞在費を明らかにする書類
- ④前各号に掲げるもののほか、知事が必要とする書類

提出書類の様式は、以下の広島県のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/innovation-archive/hiroshima-startupvisa.html>

<提出方法>

提出にあたっては、次の①②のいずれかの方が<提出先>に直接ご持参ください。

※郵送等の受付は、行っておりませんので、ご注意ください。

①申請人本人

②弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由して広島出入国在留管理局に届け出た者。ただし、申請人本人が国外にいる場合には、本邦の事業所の設置について、申請人本人から委託を受けている者（法人である場合にあっては、その職員）であること。

※②の方が持参する場合、当該外国人との関係がわかる資料及びその立場にあることを証明する資料を提出してください。

<提出先>

広島県商工労働局イノベーション推進チーム

住所：〒730-8511 広島県広島市中区基町10番52号 広島県庁東館2階

E-mail：syo-innovkan@pref.hiroshima.lg.jp

電話：082-513-3353

開庁時間：8時30分～17時15分（土日、祝日、年末年始は休み）

イ 起業準備活動の確認

広島県において、申請のあった起業準備活動が、告示第5の6（1）又は（2）のいずれかに該当することを、事業の起業及び経営に関し識見を有する者の意見を聴いた上で確認を行います。

例えば、当該起業準備活動がスタートアップビザの目的と合致するか、当該起業準備活動に係る事業計画が適正かつ確実なものであるかなどについて、中小企業診断士等の意見を聴いた上で審査し、確認を行います。

起業準備活動計画には、事業の種類及び内容、事業開始までの具体的な計画、業準備活動を行うために必要な資金の額及びその調達方法などの記載が必要ですので、様式に従って作成してください。

（2）「起業準備活動計画確認証明書」の交付

起業準備活動の確認申請が適切で、当該起業準備活動が告示第5の6（1）又は（2）のいずれかに該当すると認められるとき、広島県は起業準備活動計画確認証明書（様式第4号。以下「確認証明書」という。）又は起業準備活動計画確認証明書（更新用）（様式第4号の3。以下「更新確認証明書」という。）を交付します。

<交付場所>

広島県商工労働局イノベーション推進チーム
（広島県広島市中区基町10番52号 広島県庁東館2階）

なお、申請に不備があるときや当該要件の全部又は一部を満たしていないと認められるときは、広島県は確認証明書（又は更新確認証明書）の発行に至らなかったことを通知します。

（3）在留資格の取得（又は更新）及び在留資格報告

確認証明書（又は更新確認証明書）の交付を受けた方は、有効期間である3か月以内に、広島出入国在留管理局に在留資格認定証明書交付申請を行っていただき、在留資格「特定活動」の取得（又は更新）の決定を受けたのち、在留資格「特定活動」の取得（更新）報告書（様式第5号）により、速やかに広島県に報告してください。

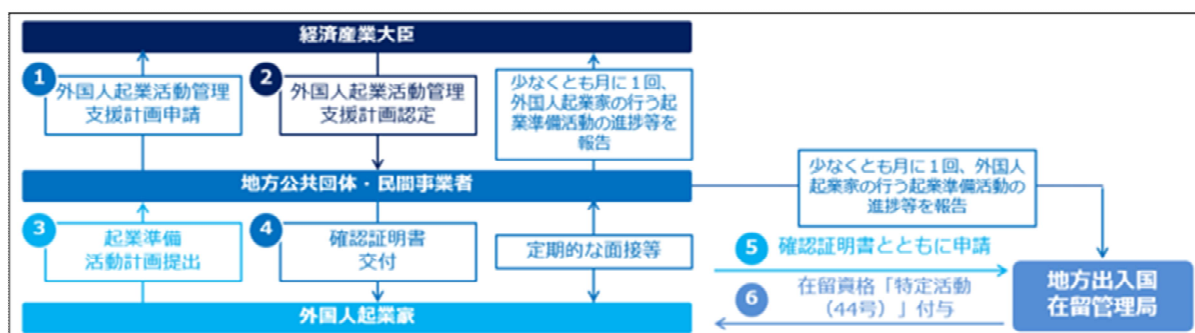
（4）起業準備活動

在留資格「特定活動」の取得（又は更新）の決定を受けた方は、上陸後、既に他の在留資格を取得している者については、在留資格「特定活動」へ変更が認められた後速やかに広島県に報告してください。

起業準備活動中、1月に1回、起業準備活動の進捗状況等に関する確認のため、広島県と面談（*）をしていただきます。その際、事務所の賃借や従業員の雇用に係る契約書、取引先との契約書、本人の預貯金通帳等の活動状況が明らかになる書類について、提出を求める場合があります。

（*）中小企業診断士等、起業及び経営に関し識見を有する者が同席する場合があります。

<一連の流れ>



4 申請内容の変更

広島県へ起業準備活動の確認申請後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県に以下の書類を提出してください。(例)申請人の日本国内における住居、連絡先等が変わったとき

<提出書類>

変更届出書(様式第3号)

※変更内容を確認できる書類を添付してください(例)確認申請時に提出した資料の最新版

5 起業準備活動計画の確認取消し

確認証明書(又は更新確認証明書)の交付を受けた方が、起業準備活動中、以下のいずれかに該当した場合、証明書の発行を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為若しくは不実の記載がある提出書類等により当該確認を受けたことが判明したとき
- (2) 起業準備活動計画が実施されていないことが判明し、起業の見込みがないとき
- (3) 起業準備活動計画の継続が不可能となったとき
- (4) 起業準備活動計画(第4条第3項で届け出た変更後の内容を含む。)が告示第5の6
(1)又は(2)のいずれかに明らかに該当しなくなったとき
- (5) 正当な理由なく起業準備活動計画の進捗確認に関する調査等に応じないとき

なお、起業準備活動計画の確認を取り消された場合は、起業準備活動計画確認取消通知書(様式第6号)を送付しますので、直ちに交付された証明書を返還してください。